

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

豊根村長 伊藤 浩亘

市町村名 (市町村コード)	豊根村 -(23563)
地域名 (地域内農業集落名)	坂宇場 (川宇連(横平))
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月13日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

川宇連横平地区は豊根村の中でも稲作が盛んな地域であるが、高齢化、人口減少により、担い手、耕作者が減少し、遊休農地化が進みつつある。専業農家はトマト農家1名のみで、その他は自家消費分を耕作している状況である。また、中山間地域直接支払制度を活用し、共同作業等で農地の保全管理を行っている。
【地域の基礎的データ】農業者:7名(うち50歳代以下1名)
主な作物:水稲、トマト

(2) 地域における農業の将来の在り方

ほとんどの農家が後継者が見込めないため、現在の世代が働けるうちは現状維持。新規参入者が現れた時は、耕作していない部分は貸出し、農地の活用を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地内とその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
不耕作地は新規参入者等に希望があれば貸し出す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
活用するかは未定。
(3)基盤整備事業への取組方針
取組の予定なし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
横平地区で就農希望があった際は、村、JA、愛知県農業改良普及課と連携して担い手の育成を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託は活用しない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--